

武蔵野市生産緑地地区の指定に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、武蔵野市（以下「市」という。）が都市計画に生産緑地地区を定めるにあたっての基本方針を定めるとともに、生産緑地法（昭和49年法律第68号。以下「法」という。）第3条第2項の規定に基づき、市において都市計画に生産緑地地区を定めることができる区域の規模に関する条件を定めることにより、良好な都市環境の形成に資することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(基本方針)

第3条 都市計画に生産緑地地区を定めるにあたっては、次に掲げる事項を基本方針とする。

- (1) 緑地としての機能に優れ、かつ、多目的保留地（公共施設等の敷地の用に供することができる土地をいう。）として適している農地等の区域について、都市計画に生産緑地地区を定めることにより当該農地等を計画的に保全すること。
- (2) 市内においては、密度の高い市街地が形成され、緑豊かな住環境の形成に資する農地等が減少しつつある状況を勘案し、積極的に都市計画に生産緑地地区を定めること。

(区域の規模に関する条件)

第4条 法第3条第2項に規定する区域の規模に関する条件は、300平方メートル以上であることとする。

(その他の条件等)

第5条 法その他関係法令及びこの条例に定めるもののほか、都市計画に生産緑地地区を定めるにあたっての農地等に関する条件等は、武蔵野市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成30年1月1日から施行する。